

令和4年6月定例会

# 御杖村議会会議録

令和4年6月14日開会

令和4年6月21日閉会

御杖村議会

## ◎目 次

第1号（6月14日）	－1－
◎議事日程	－2－
◎本日の会議に付した事件	－2－
◎出席議員(8名)	－2－
◎欠席議員(0名)	－2－
◎会議録署名議員	－2－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	－2－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－3－
◎〔発言記録〕	－4－
◎開会及び開議の宣告	－4－
◎会議録署名人の指名	－4－
◎会期の決定	－4－
◎諸般の報告(議会運営委員会)	－4－
◎諸般の報告(例月出納検査)	－5－
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)	－5－
◎行政報告	－6－
◎一般質問	－7－
◎議案第18号菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－10－
◎議案第19号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	－11－
◎議案第20号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－12－
◎議案第21号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	－12－
◎報告第1号令和3年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 〔上程、報告、質疑〕	－13－
◎散会の宣言	－14－
第2号（6月21日）	－15－
◎議事日程〔審議結果〕	－16－
◎本日の会議に付した事件	－16－
◎出席議員(8名)	－16－
◎欠席議員(0名)	－16－
◎会議録署名議員	－16－
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	－16－
◎職務のため議場に出席した事務局職員	－16－
〔発言記録〕	－17－

◎開議の宣言	.....	－17－
◎議案第20号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について・議案第21号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について		
[一括上程、予算決算委員会委員長報告、一括質疑]	.....	－17－
◎議案第20号令和4年度一般会計補正予算(第1号)の議定について		
[討論・採決]	.....	－18－
◎議案第21号令和4年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について		
[討論・採決]	.....	－18－
◎発委第3号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)		
[上程・採決]	.....	－18－
◎発委第4号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)		
[上程・採決]	.....	－19－
◎閉議及び閉会の宣言	.....	－19－
◎議事録署名	.....	－21－



(令和4年6月14日)

# 令和4年6月御杖村議会定例会(第1号)

令和4年6月14日(火)

開議 午前10時00分

## ◎議事日程〔審議結果〕

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

・議会運営委員会	5月24日
・例月出納検査	2月・3月・4月分
・宇陀衛生一部事務組合議会	5月23日臨時会

第4 行政報告

第5 一般質問

第6 議案第18号〔原案可決〕

菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結について

第7 議案第19号〔原案可決〕

御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第20号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について

第9 議案第21号〔予算決算委員会付託〕

令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

第10 報告第1号〔原案決定〕

令和3年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

## ◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

## ◎出席議員(8名)

議長 木村忠雄君	副議長 葛城昌俊君
1番 張間裕子君	2番 廣口芳弘君
4番 古川芳明君	5番 吉田俊弘君
6番 山岡隆良君	7番 松岡一生君

## ◎欠席議員(0名)

## ◎会議録署名議員

5番 吉田俊弘君 7番 松岡一生君

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	中嶋英樹君
保健福祉課長	川上隆二君
住民生活課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君

むらづくり振興課長 仲子 雄史君

産業建設課長 古谷 匡敏君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

## ◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

## ◎開会及び開議の宣言

○議長(木村忠雄君):皆さんおはようございます。本日の6月定例会をご案内させていただきましたところご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和4年6月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から開会します。ただちに本日の会議を開きます。

## ◎会議録署名議員の指名

○議長(木村忠雄君):本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、5番吉田俊弘君、7番松岡一生君を指名します。

## ◎会期の決定

○議長(木村忠雄君):次に、日程第2会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日までの8日間と決定しました。

## ◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(木村忠雄君):次に、日程第3諸般の報告を行います。はじめに、5月24日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。議会運営委員長、7番松岡一生君。

○委員長(松岡一生君):7番、松岡。

○委員長(松岡一生君):それでは、5月24日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、令和4年6月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、6月14日から21日までの8日間とし、会期中の日程については、6月14日午前10時開会、全員協議会を15日午前10時



開会、予算決算委員会を17日午前10時開会、続会議を21日午前10時開会と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、議案第20号及び議案第21号の補正予算2件は、予算決算委員会へ付託とし、議案第18号の工事請負契約に伴う議決案件及び議案第19号の条例の一部改正と、報告第1号の繰越計算書の報告については、開会日に即決することと致しました。また、会期中にむらづくり委員会が開催されないことから、むらづくり委員長より、むらづくり施策に関する事項について令和4年9月定例会開会まで、閉会中の継続調査申出について諮られ、続会日に提出することに決定されました。最後に、次回9月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(木村忠雄君):松岡委員長、ご苦勞様でした。

### ◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(木村忠雄君):次に、監査委員より例月出納検査について、令和4年2月から令和4年4月分の検査報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

### ◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(木村忠雄君):次に5月23日開催されました宇陀衛生一部事務組合議会の臨時会の報告を求めます。派遣議員、1番張間裕子さん。

○1番(張間裕子君):はい、1番、張間。

○1番(張間裕子君):ただいま、議長の許可を得ましたので、宇陀衛生一部事務組合議会臨時会の報告をさせていただきます。去る5月23日午後2時より、令和4年第1回宇陀衛生一部事務組合議会臨時会が宇陀市役所大会議場に於いて、開催されました。地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者出席のもと行われ、宇陀市から組合議長多田興四郎議員ほか7名、東吉野村から議員2名、曾爾村から議員2名、本村からは吉田議員とわたくし張間が出席いたしました。始めに5月2日東吉野村長選挙に於いて当選を果たされ、副管理者でもあります水本実村長の挨拶、そして同じく東吉野村議会改選により新しく組合員となりました大丸仁志議員、井上宣之議員の挨拶がありました。議員14名全員の出席により議会は成立し、管理者の宇陀市金剛市長より収集の挨拶の後、日程に基づき、議事録署名議員の指名、会期の決定を行い議事に入りました。付議された案件は、議案第3号宇陀衛生一部事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第5号工事請負契約の締結について、以上3件が提案されました。議案第3号及び第4号議案の条例の一部改正については、本村と同様国家公務員にかかる改正に準じて行うものです。議案第5号の工事請負契約の締結については、管理者の提案理由の説明のあと、事務局長より、宇陀衛生センター基幹的設備改良工事にかかる概要や整備方針につづ

き、令和5年12月15日までの工事期間、7億7千5百50万円の契約額や契約の相手方である兵庫県尼崎市のクボタ環境エンジニアリング株式会社など、詳細な説明がなされました。以上の提案されました3件は、原案どおり全会一致で可決され、副管理者の本村伊藤村長の閉会の挨拶により午後2時52分に会議を閉じました。以上簡単ではございますが、宇陀衛生一部事務組合臨時会の報告と致します。

○議長(木村忠雄君):張間議員、ご苦労様でした。

## ◎行政報告

○議長(木村忠雄君):次に、日程第4行政報告を伊藤村長、よろしく申し上げます。

○村長(伊藤収宜君):はい。

○議長(木村忠雄君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):6月定例会の開会にあたりまして、今後の予定も含めて行政報告をさせていただきますと思います。先の3月議会で予算の議決をいただいた後、令和4年度も早2ヶ月が経過致しました。この間は出納整理期間でもあることから、3年度に執行しました事務の整理と確認を行いつつ、4年度の事務については、早期着手と完了を目指し、全庁挙げて取り組んでいるところでございます。先ず、世界情勢についてですが、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中、世界の食料庫と言われる両国の戦争であることから、トウモロコシや小麦をはじめとする穀物の流通は止まり、世界的な食糧危機も懸念されているところです。国内においても、ガソリン価格の高止まりは続き、原材料価格の上昇による商品価格への転嫁が広がっていることから、経済回復への大きな不安要素となっています。こうした中、政府は、第4次ともなる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付することにより、原油価格と物価高騰による生活への影響に対応しようとしているところでございます。本村へは、約6,900万円が交付される予定となっており、本定例会に提案させていただき補正予算におきまして、関連する事業を計上しております。次に、ワクチン接種に係る今後の進めについてですが、これまでは、感染予防と重症化を防ぐために、全国でワクチン接種が進められ、本村においても希望された方全員の3回目接種を終えています。数字で見ますと、60歳以上で接種された方は898人・接種率90.7%、18歳以上60歳未満では、300人70.9%となっています。全国で3回目のワクチン接種が進んだことにより、追加接種についての検討が行われ、4回目の接種により、感染による死亡や重症化への予防効果が維持されること、また諸外国の動向等を踏まえて、政府は4回目の接種を決定した次第です。本村におきましても、3回目接種から5ヶ月以上が経過した60歳以上の方について、4回目の接種を7月中旬から順次行います。また、18歳以上60歳未満の方については、基礎疾患や重症化リスクを有する方を対象に申請に基づき接種を進めていきます。この4回目接種に係る経費等についても、今回の補正予算に計上させていただいております。一日も早い、コロナ禍からの経済回復が望まれているところです。本村でも各種イベントや観光交流事業を再始動していきたいと考えております。先月には、議員各位にもご臨席賜り、やまと姫マラソンを実施することができ、久しぶりに伊勢本街道に賑わいを感じたところです。コロナ対策をしっかり行いつつ、コロナ禍で中止していたイベントも含め観光交流事業を進めてまいりたいと考えております。次に、要望活動についてご報告致します。去

る5月18日、道路整備促進期成同盟会の全国総会及び、関連する大会が東京で開催されました。道路整備についての意見交換を行うとともに、道路の重要性を再確認し、安全安心の道づくりに向けた予算確保を決議したところです。大会終了後は、県選出の国会議員を訪ね、令和5年度に向けた道路関連予算の確保について要望を行ってきました。国の支援について、引き続き働きかけを行っていききたいと思います。最後に、本定例会には、工事契約1件、条例1件、補正予算2件、報告1件を提出しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げまして、6月定例会の行政報告とさせていただきます。

○議長(木村忠雄君):ありがとうございました。これで、行政報告を終わります。

## ◎一般質問

○議長(木村忠雄君):次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。6番山岡議員。

○6番(山岡隆良君):6番、山岡。

○6番(山岡隆良君):議長の許可をいただきましたので、ただ今より一般質問をさせていただきます。質問に先立ち、まず5月の連休によるコロナウイルスの感染拡大が心配されましたが、ワクチン接種効果か、集団免疫ができて大きな感染拡大もなくもう少し辛抱するとまだまだ予断はできないがコロナ過以前の生活に戻れるのではと期待できるところまできているように感じます。また、ロシアによるウクライナ侵攻により、多くの尊い人命が奪われ戦争の悲惨さや惨忍さに心が痛み、一日も早い戦争終結を願うばかりであります。また、この戦争による影響がいろんな形ででており世界的な物価高・インフレや食料危機まで危惧される状況になっておりますが、円安も含め私たちの生活にも少しずつ影響が身近に感じられるようになってまいりました。このような状況の中ではありますが、今回は昨年度より活動を開始した事業承継活動について質問させていただきます。少子高齢化が進む本村において、人手不足・後継者不足等により様々な問題に直面しており持続可能な地域社会実現のためにも、農林業・商工業等の法人事業者や個人事業主の後継者問題に対して、地域おこし協力隊の事業承継部門を立ち上げ活動を開始しました。地域の活性化・経済活性化のためにも大きな課題と考えますので、現在の活動の進め方並びに進捗に対しての課題。そして、今後の方向性についてどのように捉えて進めようとしているのですかということで、お聞かせ願いたいと考えております。以上、一点の質問でございますが、後は、やりとりについては、自席からやらさせていただきますので、ご回答どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長(木村忠雄君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):ただ今のご質問について、ご答弁させていただきます。少子高齢化や過疎化が急激に進む中、本村においても人材不足や後継者不足など、様々な問題に直面をしています。令和2年度に行った商品券事業の効果検証のために後継者の有無や将来に向けた事業の継続性について事業者への聞き取り調査をしました結果、回答を得た村内25事業者の内、事業が継続できると回答していただきましたのは4事業者だけでした。ほとんどの事業者は後継者がいなく事業の継続は困難な状況で、将来に向けた人材不足、後継者不足は深刻化をして

おります。こうした状況を踏まえ、意欲あふれる人材を積極的に受け入れ、地域に蓄積したノウハウや技術、顧客との繋がりといった事業者の価値を受け継ぎ、村内の経済活性化を図るため 昨年度、議員言われますように、地域おこし協力隊の部門に事業承継部門を追加し、受け入れ側の事業者の募集と地域おこし協力隊の募集を令和3年度より行っているところでございます。こうした事業につきまして、中々結果としてまだ表れていないわけですが、現在の状況等について、むらづくり振興課長から説明を申し上げたいと思います。

○議長(木村忠雄君):片岡むらづくり振興課長。

○むらづくり振興課長(片岡保昌君):はい、議長。自席にて失礼します。地域おこし協力隊の事業承継部門の現在の状況について説明させていただきます。昨年度、事業承継部門の事業者側の応募を、村のホームページまた防災行政システムを通じまして募集を行い、また協力隊の募集については、これらに加え地域おこし協力隊の募集サイトJOINというサイトにも掲載し募集を行ってきたところです。これまで事業者側の登録につきましては1社登録がございます。ただこの事業者への協力隊側の応募については、問い合わせは何件かあるものの、受入事業者と協力隊希望者とのマッチングには至っておりませんでした。しかしながら、今月6月に入りまして事業者側からの募集内容について、確認ため1名の方が来庁されました。事業者側の意向も含めまして、現在協力隊希望者とのマッチングにつきまして調整を行っているところでございます。この事業継承には個人や法人の資産、また住居等の問題も含め様々な問題がございます。村で全ての相談の対応は難しいこともあり、経済産業省から委託されております中小企業診断士や税理士の資格を有する方が在籍しております、奈良県事業承継引き継ぎ支援センターと連携しながら進めていきたいとおもっております。村内には、事業の継続をしたくても後継者がいなく、また継続が困難な個人商店や法人があると考えられることから、さらなる受け入れ側の事業者の応募を行いまして、また地域おこし協力隊募集サイトへの掲載内容等の見直しも行うなど、検討を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○6番(山岡隆良君):議長。

○議長(木村忠雄君):6番、山岡議員。

○6番(山岡隆良君):どうもありがとうございました。事業継承の問題というのは、非常に難しい問題です。すぐに解決できる問題とは僕も思っておりません。ですから、今一生懸命取り組んでもらっている中に、少し自分の意見を踏まえてアドバイスのことをこの場でちょっと言わせていただきたいと思うんですけども。最初は、令和2年25の地域の活性化のために作った商品券を取り扱ってくれとる事業者さんを対象にヒアリング調査をしたということでスタートしたということでお話を聞かせていただいたわけでございますけれども、この事業者というのは先程も担当課長から話ありましたけれどもいっぱいあるんですね。個人事業者。農家の個人の事業者も青色申告している、認定農業農家も事業主だと思し、また製材所であったりとか地域商品券・クーポン券を扱っていないような事業者もまだまだ多数おられると思います。そういう人たちにもできるだけこういう事業継承での事業の引継を進めて行くことにより、その人たちが持っておられる資産も無駄にならなくなる可能性もあるんです。継承していただくことによって。というのは確かに、なら担い手サポートセンターの支援をもらうということは絶対大切ですし、そういうようなことは必ずやっを行かなければならないと思うんですけども。たとえば製材所を僕が経営しとります、後継ぎがないから廃業というかたちになったとします、もしも自分の後を受けてくれる人がおったら、その担い手の方にリースで月2万でも2・3万でもええさかいに使ってくれませんか。その担い手の人が育ってきたらね、というこ

とも可能でありますし、その人が大々的に事業をするようになってきたらこの物件買わせてもらいますというかもわからない。ですから農家も同じなんです。ハウス作って何町っていったらあれですけども、5反ビニールハウス作ってるとしますね、いなかったらそれで途切れてしまいます。ですけども、探してきてまたそういう人がおってくれて、あれしたらそのハウスが村の特産物とか村の産業に生きてくることになるし、資産は引き継がれて有郊に活用されて地主の方になんぼかの形でリース料をお払いしますとか、また成功すれば譲ってくださいという話になるかもわからないので、この村の今まで作ってこられた、なんていうか開拓してこられた部分での農地であったりとか、設備であったりとか、それと村長先程言われてましたけれども技術力とかそういう部分も引き継がれていってこの村が持続可能な村にできるんじゃないのかなと思うんです。だから、一番大事な活動だと思っんでこの活動は、少しでも利便性と踏まえた中、産業の育成も踏まえた中、そして今国難とも言われるぐらい、これから多分まだまだ円安が進んでインフレ、物価がどんどん上がってくると思いますが。それと同時に、食料危機といわれてますけども、日本の食料自給率も40%カロリーベースですけども割っています。ですから少しでも日本人が豊になるためにも、やはりこの農地、せつかく開拓した農地を維持していかなければならない部分もあると思うので、そういう観点から観たときにこの事業承継というのは必ずやって行っていただきたいし、成功にもって行ってもらえればという思いで質問させていただきました。それと地域おこし協力隊部門ということで、立ち上げてこられた訳ですけども、農業したい人っていっぱい居るかもわかんないです。というのは、職業安定所に来て、今自分が何がむいとんのやろってというような人も来ていると思うんです。うまくいなくて、というような形で考えて行ったときに、やっぱりこの事業承継部門、地域おこし協力隊という制度を利用してそういうところから人を引っ張ってくると。職安に広告を出しておくとかね。御杖村で農業しないですかと。そんなかたちでの募集のしかたもあると思いますんでね、いろんなかたちでまた農業高校へ行って訪問して御杖村にはこのぐらいの農地があるんですけども校長先生どうでしょうかというセールス活動も必要かもわかんないです。ですから、いろんなことでやり方等々工夫して行かればいい結果が出ると思うし、御杖村のむらづくりを担って行く上では先ず必要ではないのかなということで、これは質問にプラスした蛇足の個人的な考えでこれが絶対正しいとはいわれませんが、ひとつ参考にしていただいて取り組んで行ってもらえたらなと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。自分の方の質問は、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○村長(伊藤収宜君):はい。

○議長(木村忠雄君):答弁、伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):貴重な意見ありがとうございました。基本事業継承部門での募集、協力隊員ですけども。これにつきましてはどちらかといいますと公機能的な観点からの募集ということになります。ただ議員いわれましたように製材所もしくは農業に関しましては特に農業なんですけども事業継承部門ではないんですけども農業部門に来ていただいた方、こちらで何名か定住して農業に取り組んでいただいております。また次から今年からまた取り組んでいただける方もできてきております。その方中には、今までやってこられた方のハウスをすべて借り受けてやっていくという状況も生まれてきております。その上で、規模拡大して地域のひとにアルバイト的にでも来てもらえたらというようなことと、六次産業化っていうですかね、加工品的なこともできないのかということまで考えてくれる方もできてます。そうした中で、事業承継の部門ではないんですけども議員いわれますように農業部門からそういうところもできておりますので、大きな意味で農業を含めて

これから農地を守っていく、商店を守っていく、そういうところを取り組んでいかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(木村忠雄君):これで、一般質問を終わります。

## ◎議案第18号菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う 工事請負契約の締結について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第6議案第18号菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする契約であることから、提案するものでございます。工事内容、契約内容等につきましては、教育次長より説明申し上げます。

○議長(木村忠雄君):中村教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長(中村康幸君):この契約につきましては、菅野体育館・公民館耐震改修工事を6月3日に一般競争入札を行った結果、契約金額、税込み81,571,600円で、大和郡山市矢田町771株式会社木村組、代表取締役木村隆雄と工事請負契約を締結するものであります。入札の経緯につきまして、説明報告をさせていただきます。役場内の請負業者選定審査会を4月25日に開催し、入札参加の条件等を決定しました。本件工事の入札は一般競争入札方式で行い、入札参加条件は奈良県内に本店を有し、令和4年・5年度御杖村入札参加者名簿、建築一式に登録があり、奈良県での建築一式登録等級A、B等級の者でかつ経営規模評価等級、建築一式での総合評定値が1,000点以上の者であること。また、過去5年以内に奈良県または奈良県内の地方公共団体が発注した請負金額2,000万円以上の耐震工事の元請け実績を有することと致しました。総合評価値とは、国土交通省が経営規模や実績、技術力等を評価した値であり、入札参加企業の信頼性と競争原理が働くことを考慮した条件設定といたしました。そして4月28日から5月20日までを入札参加受付期間として村のホームページで入札公告を行いました。4社の参加申請があり入札辞退をした1社を除く3社で、6月3日に入札を行いました。その結果、公表予定価格、税込み90,635,600円に対しまして、株式会社木村組が、81,571,600円で落札し、6月7日に仮契約を行いましたこの契約について、ご審議下さいませようお願い致します。以上です。

○議長(木村忠雄君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中村教育委員会事務局次長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(木村忠雄君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6議案第18号菅野体育館・公民館耐震改修工事に伴う工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第19号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第7議案第19号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきまして、本村小学校村費講師の給与等について、この条例に基づき決定をしていますが、現状にそぐわない状況であることから改正をお願いするものでございます。詳細については、総務課長より説明申し上げます。

○総務課長(中嶋英樹君):議長。

○議長(木村忠雄君):中嶋総務課長。

○総務課長(中嶋英樹君):失礼いたします。本村が雇用しております小学校の講師の給料につきましては、このフルタイム会計年度任用職員としておることから、本条例第3条の規定に基づきまして、条例中の別表第1を使いまして、経験年数等を考慮して決定をしておる次第でございます。しかしながら、ここで定めている号級だけでは、県が雇用している場合の給料や、教員不足の現状に対応できていない状況となっておりますことから、この別表第1中の2級の列、70号給285,800円の次に71号級286,600円から125号級304,200円までの号級を追加するものでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(木村忠雄君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7議案第19号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(木村忠雄君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7議案第19号御杖村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第1号)  
の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第8議案第20号令和4年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計予算の歳入歳出それぞれに1億561万6千円を追加し、補正後の総額を24億5,261万6千円とするものでございます。主な内容につきましては、4月の人事異動による給与等の調整、また新型コロナ臨時交付金対応事業等の計上によるものでございます。よろしくお願い致します。

○議長(木村忠雄君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会での詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、日程第8議案第20号令和4年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第21号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計  
補正予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第9議案第21号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、診療施設勘定の歳入歳出それぞれに333万7千円を追加し、補正後の総額を1億2,025万3千円とするものでございます。内容につきましては、新型コロナワクチンの4回目の接種にかかる経費の計上が主なものでございます。よろしくお願い致します。

○議長(木村忠雄君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することとしたいと思います。ご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

- 議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、日程第9議案第21号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎報告第1号令和3年度御杖村一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について

[上程、報告、質疑]

- 議長(木村忠雄君):次に、日程第10報告第1号令和3年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり開会日に報告と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 村長(伊藤収宜君):本件につきましては、令和3年度から繰越しさせていただきました11の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書の調整を行いましたので報告をするものです。内容につきましては、総務課長から説明を申し上げます。
- 総務課長(中嶋英樹君):議長。
- 議長(木村忠雄君):中嶋総務課長。
- 総務課長(中嶋英樹君):それではページめくっていただきまして、繰越計算書をご覧いただきたいと思います。3月定例会の一般会計補正予算で承認いただきました11の事業につきまして、その繰越額が確定をしましたので、事業の進捗も含めて簡単にご報告をさせていただきたいと思えます。まず、定年延長関連例規整備支援事業につきましては、関係条例等の提案につきまして、12月定例会を目標に委託事業を進めておるところでございます。つぎ、住基システム改修事業につきましては、転出転入手続きのワンストップ化を図るものですが、国からの仕様内容がまだ不明確なものがございまして、国からの仕様が明確になりしだい対応したいと考えております。つぎに、住民税非課税世帯等臨時特別給付金等給付事業につきましては、令和3年度中に312世帯への給付を終えておりますが、申請期限が9月30日までとなっておりますことから繰越をしているものでございます。申請受付しだい準じ給付を行っていきたいというふうに思っております。つぎ、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業のタブレット導入の事業でございますが、半導体不足の影響によりまして12月頃になると想定しておるところでございます。つぎ、美しい森林づくり基盤整備事業の補助事業及び事務費についてでございます。事業者の事業実績の現在積み上げを行っておりまして、12月頃には実績をまとめて支給を終えたいと補助を終えたいというふうに思っております。つぎの事業でございます。道の駅・温泉温浴の空調更新工事につきましては、これもですが半導体不足の影響により繰越しておりましたが、この6月末での完成を見込んでおります。つぎ、道の駅・温泉温浴施設のマイクロバス更新事業につきましては、半導体不足の影響により繰越しをさせていただいたわけですが、本事業を請け負った業者が、ちょっと不祥事がありまして、生産が進んでいない状況でもあるため、現在見込みが立たない状況となっております。この不祥事につきましては、もう報道もされており、生産が認められていない販売が認められていないという状況でございます。つぎ、防災安全交付金事業、舗装補修事業及び防災安全

交付金事業、橋梁長寿命化補修事業、この2件につきましては、交付金を有効活用するため、事業を繰り越してしておるわけですが、事業の調整を行いまして、来年1月末の竣工を目指したいと思います。防災安全交付金事業、宅地耐震化推進事業につきましては、村内にあります大規模盛り土造成地の危険度を調査する事業でございます。これは、国・県の補助金を受けて、これも国・県も繰り越しとるわけですが、事業につきましては、県との協定を結んで県が執行するという事になっております。その完了につきましては、来年3月末というふうに見込んでおるところでございます。以上、繰越明許費繰越計算書の報告ということでさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(木村忠雄君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):質疑なしと認めます。以上で、日程第14報告第1号令和3年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

## ◎散会の宣言

○議長(木村忠雄君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は6月21日火曜日、午前10時より開くことと致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

(午前10時49分散会)

(令和4年6月21日)

## 令和4年6月御杖村議会定例会(第2号)

令和4年6月21日(火)  
開議 午前10時00分

### ◎議事日程〔審議結果〕

#### 第1 議案第20号〔原案可決〕

令和4年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について

#### 第2 議案第21号〔原案可決〕

令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

#### 第3 発委第3号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

#### 第4 発委第4号〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

### ◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

### ◎出席議員(8名)

議長	木村忠雄君	副議長	葛城昌俊君
1番	張間裕子君	2番	廣口芳弘君
4番	古川芳明君	5番	吉田俊弘君
6番	山岡隆良君	7番	松岡一生君

### ◎欠席議員(0名)

### ◎会議録署名議員

5番 吉田俊弘君                      7番 松岡一生君

### ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	中嶋英樹君
保健福祉課長	川上隆二君
住民生活課長	片岡保昌君
会計管理者	今井智君
教育委員会次長	中村康幸君
むらづくり振興課長	仲子雄史君
産業建設課長	古谷匡敏君

### ◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

## ◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

## ◎開会及び開議の宣言

○議長(木村忠雄君):皆さん、ご苦勞様でございます。本日の6月定例会の續会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の配布の日程第2号とおりとします。

## ◎議案第20号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第1号) の議定について・議案第21号令和4年度御杖村国民健康 保険特別会計補正予算(第1号)の議定について

[一括上程、委員長報告・一括質疑]

○議長(木村忠雄君):ただちに議題に入ります。日程第1、議案20号令和4年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について、日程第2、議案第21号令和4年度国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について、令和4年度補正予算に関する案件であることから一括議題とします。本案件につきまして、予算決算委員会に付託した案件でございます。御杖村会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員長から一括して審査の経緯並びに経過及び結果の報告をお願いします。山岡委員長。

○委員長(山岡隆良君):議長。6番山岡。

○議長(木村忠雄君):山岡隆良君。

○委員長(山岡隆良君):それでは、予算決算委員会を代表致しまして、当委員会に付託されました、日程第1・議案第20号及び日程第2・議案第21号の補正予算案2件につきまして、一括して、その審査の経過と結果についてご報告をさせていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る6月14日の本会議におきまして、議案第20号令和4年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について、議案第21号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についての補正予算案2件が付託されましたことにより、6月17日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、補正予算案2件とも全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(木村忠雄君):山岡委員長、ご苦勞様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

### ◎議案第20号令和4年度御杖村一般会計補正予算(第1号) の議定について

[討論、採決]

○議長(木村忠雄君):続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。まず、日程第1議案第20号令和4年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第1議案第20号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(木村忠雄君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第1議案20号令和4年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第21号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計 補正(第1号)の議定について

[討論、採決]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第2議案第21号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第2議案第21号について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(木村忠雄君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第2議案第21号令和4年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎発委第3号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第3発委第3号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### ◎発委第4号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(木村忠雄君):次に、日程第4発委第4号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定によりむらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(木村忠雄君):異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### ◎閉議及び閉会の宣言

○議長(木村忠雄君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和4年6月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時07分閉会)





◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

木村忠雄

---

御杖村議会議員

吉田俊弘

---

御杖村議会議員

松岡一生

---